

事務事業名	7602 景観形成推進事業												
担当組織	都市整備部				都市計画課				担当	都市景観担当			
組織コード	H30	20	01	00	会計・款・項・目・大事業・中事業	H30	01	08	04	01	記入日	05	01
	H29	20	01	00		H29	01	08	04	01		05	01
													平成30年06月08日

1. 事務事業の概要

総合振興計画上の位置づけ											実施計画候補	
基本目標	05	快適で過ごしやすいまち									● 対象 ○ 対象外	
分野	06	景観形成										
施策	58	協働による地区の景観形成の推進										
事業期間	平成11年度～											
根拠法令 通達等	景観法 戸田市都市景観条例				関連計画 施政方針		戸田市都市マスタープラン 戸田市景観計画					
事業区分	○ 法定受託事務 ○ 自治事務のうち義務的なもの ● 自治事務のうち任意のもの											
対象	まちを通行する人、戸田市を訪れる人、市民、景観形成に係わる行為を行う事業者等、行政											
事業目的	「四季を彩るおしゃれな風景づくり」を目標に、市民・事業者・市のパートナーシップのもと、美しい都市景観の形成を実現する。											
事業内容	市民・事業者・市の協働による景観形成を推進するため、市が重点的に景観誘導を推進する景観づくり推進地区の指定を検討するとともに、市民や事業者による身近な景観づくりとして三軒協定の活用の啓発・普及を目指す。											
実施主体	■ 市による単独直営 □ 委託 (□ 3セク・財団 □ 企業 □ 市民・NPO) ■ 協働・協力 (三軒協定地区等)											

2. 実施結果

事業の 予算・実績	事業内容		平成29年度 執行額(千円)	平成30年度 予算額(千円)	平成31年度 計画額(千円)	平成32年度 計画額(千円)	平成33年度 計画額(千円)	
	事業費		709	3,752	6,161	7,877	1,202	
	財源内訳	国庫支出金	0	0	0	0	0	
		県支出金	0	0	0	0	0	
		起債	0	0	0	0	0	
		その他	0	0	0	0	0	
	一般財源		709	3,752	6,161	7,877	1,202	
	人件費		13,794	14,138.85	14,138.85	14,138.85	13,794	
	投入 人員	常勤職員	2人	2.05人	2.05人	2.05人	2人	
		非常勤職員	0.2人	0.2人	0.2人	0.2人	0.2人	
事業費+人件費		14,503	17,891	20,300	22,016	14,996		
目標達成 状況	指標名		単位	説明・算定式		H28目標 H28実績	H29目標 H29実績	H30目標 H30実績
	活動①	景観計画区域内行為の届出件数	件			40	40	40
	活動②	三軒協定の啓発チラシの配布	か所	市内を巡回し、直接ポスティング等を行う		10	10	10
	成果①	景観計画区域内行為届出における適合件数の割合	%	適合した件数÷届出件数		100	100	100
	成果②	三軒協定地区の新規認定	件			6	6	1
						7	3	-
目標達成 状況 の分析	B：活動・成果のいずれかを達成した。 ＜判断理由＞ 景観計画区域内行為届出における適合件数の割合については、事前相談等により、各種行為の制限となる景観形成基準への適合を図るとともに、建築物等デザインガイドライン、まちの彩りガイドラインを活用しながら景観協議を進めたため、成果指標を達成することができた。三軒協定地区の新規認定については、3地区の認定を行ったものの、成果指標を達成することができなかった。							

3. 評価結果

施策への貢献度	評価結果			施策の目標達成に向けて貢献しているか。
	27年度	28年度	29年度	B：施策の目標達成に貢献している。
	B	B	B	<判断理由> 三軒協定については、候補となる地区に対し、制度啓発チラシのポスティングや戸別訪問による説明を行った結果、3地区の新規認定があり、計41地区となった。協働による地区の景観形成の推進に貢献している。
経費水準	評価結果			事業費・人件費の水準は適正か。
	27年度	28年度	29年度	B：経費は適正な範囲である。
	B	B	B	<判断理由> 決算ベースの事業費は、平成28年度は664千円、平成29年度は709千円であった。平成29年度は、景観計画の見直し等に係る景観審議会の開催に伴い、前年度に比して経費が若干増加したが、適正な水準である。
事業手法	評価結果			事業手法は適正か。
	27年度	28年度	29年度	B：事業手法は適正な内容である。
	B	B	B	<判断理由> 良好な景観を形成するためには、行政だけでなく市民や事業者の協力が不可欠である。地域の景観啓発活動に対する支援を通じて、市民や事業者と協働で景観づくりを行うための取組が重要なことから、事業手法は適正である。
受益・負担の公平性	評価結果			受益の公平性と負担の適正化は図られているか。
	27年度	28年度	29年度	B：受益・負担は適正な範囲である。
	B	B	B	<判断理由> 三軒協定については、市から事業費の半額を補助し、残りの半額は受益者が負担している。三軒協定は、補助を受けた受益者自身の労務負担も伴いながら、協働による景観づくりを推進する事業であり、受益・負担は適正な範囲である。

4. 平成29年度中に実施した見直し内容

見直し内容	特になし
見直しの効果	同上

5. 今後の方針

事業の方向性	<input checked="" type="radio"/> 1現状で継続 <input type="radio"/> 2拡大して継続 <input type="radio"/> 3縮小して継続 <input type="radio"/> 4他事業と統合 <input type="radio"/> 5休止 <input type="radio"/> 6その他見直し <input type="radio"/> 平成31年度で終了 <input type="radio"/> 平成30年度で終了 <input type="radio"/> 平成29年度で終了
	<判断理由> 市と市民・事業者との協働による景観づくりについては、今後も支援を実施していくとともに、景観資源活用に対する検討を行い、景観に関する各種取組を進めていく必要がある。 また、良好な景観形成に関する計画として平成21年に策定した戸田市景観計画については、施策に取り組む中で運用上の課題が生じていることに加え、土地利用の転換に伴うまち並みの変容や、関連計画等にも変更が生じていることから、見直しを行う必要がある。
今後の取組方針	景観形成の推進については、既に指定されている5地区の景観づくり推進地区を中心に、市と市民・事業者との協働による景観づくりを進めていくとともに、新たな景観づくり推進地区の指定についても検討を行っていく。 最小単位で協働の景観づくりを推進できる三軒協定制度的については、引き続き活用に努めていく。 また、戸田市景観計画については、平成30・31年度の2箇年で見直しを行っていく。 なお、現在、景観形成に係る施策は「景観形成推進事業」、「景観調整事業」及び「サイン整備事業」の3事業で構成しているが、いずれも良好な景観形成を行うことを共通目的としているため、平成32年度をもって、施策58「協働による地区の景観形成の推進」のもとに3事業を統合し、1つの事業とする予定である。